

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 県立こども医療センターにおけるレジオネラ等の感染防止対策について
..... 1
- 2 神奈川県循環器病対策推進計画の策定について 3
- 3 海水浴場等の感染防止対策及び安全対策について..... 7

1 県立こども医療センターにおけるレジオネラ等の感染防止対策について

県立こども医療センターにおけるレジオネラ等への感染防止対策について、これまでの経緯及び今後の対応を報告する。

(1) レジオネラ属菌の感染防止対策について

ア 経緯

日付	状況等
令和3年2月 1日	入院患者がレジオネラ肺炎にり患したことが判明
2月 3日	横浜市南福祉保健センターへレジオネラ菌発生届を提出 環境調査を開始
2月 19日	レジオネラ菌の検出と入院制限について、ホームページへ掲載(第1報)
3月 19日	抜本的な対策を検討するため、「レジオネラ菌対策緊急プロジェクトチーム」を設置
4月 9日	新たな給湯設備の整備など、今後の対応方針を決定
4月 19日	取組状況や入院制限の継続について、ホームページへ掲載(第2報)
5月 10日	既存配管を冷水専用とし、入院制限を段階的に解除することについて、ホームページへ掲載(第3報)
6月 3日	レジオネラ肺炎発症に係る第1回調査検証委員会を開催
6月 11日	こども医療センター感染対策支援チームの立ち上げ

イ 原因及び対応

(ア) 原因

レジオネラ属菌の発生個所の特定に向けて、横浜市南福祉保健センターの指導に基づき調査を行ったところ、本館地下2階から地上4階までの給湯設備における滞留箇所や水栓の汚染などが強く疑われた。

(イ) 対応

- 新たな給湯設備の整備など、次のとおり、抜本的な対策を図る。
- ・ 既存の循環式給湯・給水設備によるお湯の供給を停止し、水のみによる配水に切り替え、給湯が必要な箇所については、新たに個別の給湯設備を設置する。
 - ・ 既存の水栓・洗面台は、お湯が流れていた水栓や、水を流した際、跳ねた水が外に飛び散る恐れのある洗面台など対策が必要な全ての箇所を交換・撤去する。
 - ・ 設備の改修にあたっては、ICU病棟など、優先順位の高い箇所から速やかに対策を講じる。

なお、給湯管の系統が異なる本館5階の17箇所の混合栓について、新たにレジオネラ検査を実施したところ、定量PCR法検査(迅速法)では、1箇所疑陽性となったが、培養検査では、17箇所全ての陰性を確認している。

(2) 薬剤耐性菌(カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE))の感染防止対策について

ア 経緯

昨年4月、複数の患者からCREの保菌が確認されたことから横浜市南福祉保健センターに報告するとともに、隔離など必要な感染予防策を行っている。今年度に入り、一部病棟で入院制限を行っていたが、5月13日以降入院制限を解除した。その後、新たな保菌者が判明したが引き続き隔離など必要な感染予防策を行っている。

イ 原因及び対応

(ア) 原因

保菌者が確認された病棟を中心に、横浜市南福祉保健センターと連携して調査を行ったところ、原因は特定できなかったが、洗面台などの排水設備へ水を流した際に跳ねた水からの伝播が考えられたことから、排水設備の交換など汚染防止対策を徹底する必要性が認められた。

(イ) 対応

細菌の伝播防止を徹底するため、次のとおり、排水設備の環境整備などを行う。

- ・ 排水設備について、レジオネラ対策で実施する設備改修に併せて、水を流した際、跳ねた水が外に飛び散る恐れのある洗面台など、対策が必要な全ての箇所を交換する。
- ・ CREの感染防止対策としてアルコール消毒が有効であることから、改めて手指消毒を徹底する。

また、こども医療センター以外の県立病院で感染制御に携わる医師、看護師から構成する「こども医療センター感染対策支援チーム」を6月11日に立ち上げ、こども医療センターの感染対策の具体的な改善の支援を行っている。

(3) 改修に向けたスケジュール

レジオネラ及びCREに対する抜本的な感染対策のため、上水の塩素注入器の設置、混合栓・洗面器の交換・撤去、個別給湯設備の設置など、9月中の完了を目指して、給排水設備の整備・交換等を進めている。

(4) 「こども医療センターにおけるレジオネラ肺炎発症に係る調査検証委員会」について

ア 設置目的

こども医療センターにおけるレジオネラ肺炎発症等について調査を実施し、専門的な見地から検証し、今後の再発防止に資するよう調査検証委員会を設置し、第1回を6月3日に開催した。

イ 委員

阿部 泰典 (弁護士)
中沢 明紀 (茅ヶ崎市保健所長)
長谷川 友紀 (東邦大学医学部教授 (委員長))
満田 年宏 (東京女子医科大学医学部教授)

ウ 会議の所掌事項

「医療提供についての検証」、「感染対策、施設管理についての検証」、「再発防止対策についての提言」、「その他必要な事項」

エ 開催スケジュール

今後3回程度開催し、11月頃までに調査結果を取りまとめる予定。

(5) 新たな公表基準の策定

これまで県立病院機構では、医療事故の公表基準に基づき、情報を提供してきたが、今回の事案を踏まえ、院内感染などの情報についても、迅速かつ詳細に提供する、新たな公表基準の策定を求めていく。

2 神奈川県循環器病対策推進計画の策定について

令和元年12月1日に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下「法」という。）第11条の規定に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「神奈川県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）について、今般、計画の骨子案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和2年10月	国が「循環器病対策推進基本計画」を策定
令和3年6月	神奈川県保健医療計画推進会議の下部組織である「脳卒中医療連携検討部会」及び「心血管疾患医療連携検討部会」を計画策定の検討の場とし、令和3年度第1回部会を同時開催

(2) 計画骨子案の概要

ア 策定の趣旨

循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実等の取組みの充実を図り、県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少を図る。

イ 計画期間

令和4年度から令和5年度までの2か年とする。

ウ 主な記載内容

- ・ 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発
- ・ 保健、医療及び福祉サービスの提供体制の充実
- ・ 循環器病の研究推進

エ 計画策定のポイント

- ・ 法第11条第3項に基づき、保健医療計画等の既存の計画と調和を図る。
- ・ 国基本計画の項目を基本とし、未病改善等本県独自の取組みを位置づける。
- ・ 計画期間が2か年であることから、新たな取組みなどの具体的な検討は、すぐに取り組むものと次期改定に向けて検討するものを整理するなど、メリハリをつけた計画とする。

(3) 今後のスケジュール

- 令和3年9月～ 第2回検討部会を開催
10月頃 計画素案の策定
厚生常任委員会へ計画素案を報告
- 令和3年11月～ 計画素案に対するパブリックコメントの実施
12月頃
- 令和4年1月～ 第3回検討部会を開催
2月頃 計画案の策定
厚生常任委員会へ計画案を報告
- 令和4年3月 神奈川県保健医療計画推進会議に計画案を報告
計画の決定、公表、周知

神奈川県循環器病対策推進計画骨子案

第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の基本理念及び基本目標
- 第3節 計画の性格
- 第4節 計画期間
- 第5節 関連する計画等

第2章 神奈川県の保健医療の現状

- 第1節 人口
- 第2節 保健医療圏
- 第3節 循環器病の状況
- 第4節 医療施設・医療従事者の状況

第3章 全体目標

2040年までの健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

第4章 個別施策

- 第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発
 - 第1項 循環器病の未病改善
 - (1) 循環器病の未病改善
 - (2) ライフステージに応じた取組み
 - (3) 循環器病の未病改善のための適切な情報提供等
 - 第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - 第1項 救急搬送体制の整備
 - (1) 救急搬送体制の現状と課題
 - (2) 救急搬送体制の整備のための取組等
 - 第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - (1) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の現状と課題
 - (2) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築のための取組み
 - 第3項 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - (1) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援の現状と課題
 - (2) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援のための取組み

第4項 リハビリテーション等の取組

- (1) リハビリテーション等の取組の現状と課題
- (2) リハビリテーション等の取組のための取組み

第5項 循環器病の緩和ケア

- (1) 循環器病の緩和ケアの現状と課題
- (2) 循環器病の緩和ケアのための取組み

第6項 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援

- (1) 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援の現状と課題
- (2) 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援のための取組み

第7項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

- (1) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策の現状と課題
- (2) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策のための取組み

第3節 循環器病の研究推進

3 海水浴場等の感染防止対策及び安全対策について

今年度、県内の各海水浴場において、新型コロナウイルス感染症の動向を見据えながら、開設についての検討がなされ、その結果、海水浴場ごとに異なる開設状況となった。

現時点における海水浴場の開設状況と、海水浴場等における感染防止対策及び安全対策について報告する。

(1) 海水浴場の開設状況

開設	15箇所
開設せず	10箇所

(令和3年6月25日現在)

(2) 海水浴場における取組

ア 感染防止対策

(ア) ガイドラインにおける主な感染防止対策の内容

県は、令和3年4月に、海水浴場における感染防止対策を盛り込んだ「海水浴場ルールに関するガイドライン」を発出し、各海水浴場において海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を作成するための雛型を示した。

a 海水浴場設置者が行う感染防止対策

- ・場内放送により身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を呼びかけ
- ・監視人や救護人の健康チェック

b 海の家等の営業者が行う感染防止対策

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」の活用
- ・M・A・S・Kの徹底、マスク飲食の実施の呼びかけ

c 海水浴場利用者の感染防止対策

海水浴場に行く前の体温測定、健康チェック

(イ) 各海水浴場における感染防止対策

海水浴場設置者である市町や組合は、県のガイドラインを基にそれぞれ作成した「海水浴場ルール」により、地域一体となって、感染防止対策に取り組むこととしている。

(ウ) 感染防止対策の周知

県は次の方法等により、市町と連携して感染防止対策の周知に努める。

- ・ホームページ等、県の広報媒体の活用
- ・感染防止に係る注意喚起の看板設置

イ 安全対策

「神奈川県海水浴場等に関する条例」の規定に基づき、海水浴場設置者は、遊泳区域における遊泳者の水難事故防止や、ジェットスキーと遊泳者の衝突事故等を回避するため、ライフセーバー等の監視人を配置するほか、救護所を設置するなど、海水浴場に必要な安全対策を講じる。

(3) 海水浴場が開設されない海岸における取組

感染防止対策及び安全対策として、海岸への来訪を減らすため、海水浴場が開設されない海岸を、ホームページやラジオ等の広報媒体により周知する。

遊泳を目的とする来訪者も想定されるため、ライフセーバーなどによる海岸パトロールの実施や遊泳自粛を促す注意喚起看板を設置する。

(4) 海岸共通の取組

ア エリアマネージャーの配置

ライフセーバーを、海水浴場の開設の有無にかかわらず、複数の海岸を統括するエリアマネージャーとして配置し、海岸相互の応援体制を整える。

イ ドローンによる監視活動

昨年藤沢市の海岸で実施したドローンによる監視を、今年は鎌倉市と逗子市の海岸でも実施する。

<別添参考資料>

- ・参考資料1 海水浴場の開設状況（令和3年6月25現在）
- ・参考資料2 「海水浴場ルールに関するガイドライン」